

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	47
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	47
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	47
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	47
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	50

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	51
○特定調達契約に係る入札の公告……………	52

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	53
-----------------------------	----

道公安委員会規則

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	54
--	----

道警察本部告示

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程……………	55
---	----

告 示

北海道告示第393号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年5月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
情報システム変更等業務委託 (1人工当たりの単価) 89人工
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社HBA
- (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- 4 随意契約に係る契約金額
608,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条第1項第2号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第394号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、令和3年5月17日、美深土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第395号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第1項の規定により、道営土地改良 (北なかかわ地区 (農業用排水施設、区画整理、暗渠排水)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和3年5月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。) を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57

号) 第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年5月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中の沢川(Ⅱ-34-0230)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字豊糠(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
荷負(3-40-185)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字荷負(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
貫気別(1)(3-41-186)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁世宇(1)(3-43-188)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字仁世宇、字岩知志(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁世宇(2)(3-44-189)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字仁世宇(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仁世宇(3)(3-45-190)

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字仁世宇、字岩知志(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌毛志(3-46-191)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字幌毛志(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二風谷(3-48-193)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字二風谷(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
貫気別(2)(3-49-194)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
振内団地(〈3〉-3-602-602-0001)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町振内町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
橋尾地先(〈3〉-3-602-602-0006)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

<p>長知内 (〈2〉- 3 - 4)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町字長知内、字幌毛志 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌毛志 (〈2〉- 3 - 5)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町字幌毛志 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大正左の沢川 (Ⅱ-73-0190)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 52線沢川 (Ⅱ-73-0200)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野、字メナシ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高雄橋沢川 (Ⅱ-73-0220)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字オシラネツプ原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 27線沢川 (Ⅱ-73-0350)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 15線沢川 (Ⅱ-73-0370)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 14線沢川 (Ⅱ-73-0380)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雄鎮内1の沢川 (Ⅱ-73-0480)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雄鎮内2の沢川 (Ⅱ-73-0490)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雄鎮内3の沢川 (Ⅱ-73-0500)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雄鎮内4の沢川 (Ⅱ-73-0510)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

土石流

24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
雄鎮内5の沢川（Ⅱ-73-0520）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校の沢川（Ⅰ-73-0540）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野、字ヌブタンネナイ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白鳥（7-23-401）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下雄柏（7-24-402）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
濁川（7-33-495）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野、字オシラネツ原野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第397号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年5月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取岩知志1（Ⅰ-3-345-1985）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字岩知志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取仁世字（Ⅱ-3-215-1388）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字仁世字（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中雄柏の沢川（Ⅱ-73-0210）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
町営牧場1の沢川（Ⅱ-73-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
町営牧場2の沢川（Ⅱ-73-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
牧場右の沢川（Ⅱ-73-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
6線沢川（Ⅱ-73-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
59線沢川（Ⅰ-73-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 18線沢川（Ⅱ-73-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
雄鎮内6の沢川（Ⅱ-73-0530）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に
供する。）

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年5月28日

北海道立衛生研究所長 粟井 是臣

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年5月28日に一般競争入札の公告を行う残留農薬等検査用機器の賃貸借契約
- (2) 資 格 残留農薬等検査用機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資

格」という。)

- (3) 物品等の種類 残留農薬等検査用機器
- 2 資格要件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年5月28日(金)から同年6月29日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道立衛生研究所のホームページ(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
- (3) 電話番号 011-747-2709

北海道立衛生研究所告示第18号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。
令和3年5月28日
北海道立衛生研究所長 栗井是臣

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

残留農薬等検査用機器の賃貸借 一式(1月当たりの単価)

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 令和3年北海道立衛生研究所告示第17号に規定する残留農薬等検査用機器の賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階会議室(送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ)
- (2) 入札日時 令和3年7月7日(水)午前10時(送付による場合は、同月6日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道立衛生研究所のホームページ(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html>)においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
- (3) 電話番号 011-747-2709

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease only on machines or instruments for examination on agricultural chemicals 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 7, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 6, 2021)
- C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan
Phone : 011-747-2709

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年5月28日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道余市養護学校スクールバス運行業務委託

- (1) 銭函・朝里便（1日当たりの単価） 運行予定日数 614日
- (2) 小樽駅・朝里便（1日当たりの単価） 運行予定日数 365日
- (3) 小樽駅便（1日当たりの単価） 運行予定日数 249日

2 落札を決定した日

令和3年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社余市自動車工業
- (2) 住所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

4 落札金額

- (1) 58,950円
- (2) 55,500円

(3) 52,700円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年3月2日付け北海道教育庁後志教育局告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年5月28日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

1 落札に係る物品等の名称及び数量

釧路管内道立学校で使用する電力

- (1) 契約電力（1kW当たりの単価）
13校 1,047kW
- (2) 使用電力量（1kW当たりの単価）
13校 2,411,082kWh

2 落札を決定した日

令和3年4月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 リエスパワーネクスト株式会社
- (2) 住所 東京都豊島区東池袋4-21-1

4 落札金額

- (1) 640,200円
- (2) 17,270円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年3月12日付け北海道教育庁釧路教育局告示第23号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 公 安 委 員 会 規 則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第8号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条及び第7条の規定、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定並びに北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 公安委員会等 北海道公安委員会、方面公安委員会、北海道警察本部長及び警察署長をいう。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第5号に規定する申請等をいう。

第2条第2項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）」を「情報通信技術活用法」に改める。

第3条を次のように改める。

（申請等の指定）

第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものは、別表第1の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基

づく申請等とする。

第4条の見出しを「(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

第4条第5項中「第1項」を「第2項及び第3項」に、「法令等」を「法令」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「法令等の規定に基づき」を「法令等の規定により」に、「第1項」を「第2項及び第3項」に改め、「入力」の次に「し、又は送信」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「北海道公安委員会」を「公安委員会等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「当該申請等に係る」を「入力し、又は送信する」に、「別表」を「別表第2」に、「法令等」を「法令」に改め、「場合」の次に「又は警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項若しくはこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を併せて入力し、又は送信しなければならない。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第5項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項、第3項及び第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項、第5項、第98条第5項及び第99条の6第1項
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

遺失物法	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則	第5条第1項及び第26条
警備業法	第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第40条第2項
道路交通法	第98条第5項及び第99条の6第1項
北海道情報公開条例	第13条本文

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第271号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程を次のように定める。

令和3年5月28日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程
（趣旨）

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第2条 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等（規則第2条第1項第1号に規定する公安委員会等をいう。次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

第3条 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第4条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この条において「ワнтаイムURL」という。）を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

第5条 規則第5条ただし書に規定する措置は、規則別表第1の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

(書面等を提出する場合の措置)

第6条 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等(規則第6条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項